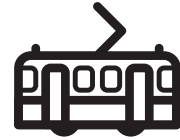


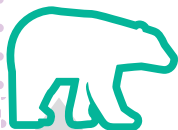


みらいのために



札幌市環境教育・環境学習基本方針

2019年3月 札幌市



みんなのために



改定にあたって



札幌市では、環境に配慮した行動が社会全体に定着し、次世代に継承されていくことを目的として、1996年（平成8年）3月に策定した「札幌市環境教育・学習基本方針」を2007年（平成19年）3月に改定（「札幌市環境教育基本方針」に改題）しました。

前方針では、環境教育をより実効性のあるものにするため、特に「子ども」を重点化の対象とし、学校における環境教育を重視することとしました。

その後、教育委員会との緊密な連携の下、小学校で使用される環境副教材を全児童に配布するなど、学校での環境教育に力を入れるとともに、環境教育の拠点施設である「札幌市環境プラザ」を活用し、情報発信や体験学習、学びの場の提供など、環境保全を広める活動に取り組んできたところです。

改定から10年余りの間に、国連におけるSDGsの採択、パリ協定の発効および我が国の批准、第2次札幌市環境基本計画の策定など、環境教育を取り巻く状況は大きく変化してきました。

このような時代や社会の変化に対応し、将来にわたる持続可能な社会の実現に資するべく、環境教育の一層の推進を図るために、このたび、「札幌市環境教育・環境学習基本方針」として改定を行いました。

前方針において重点化対象としていた子どもに対する環境教育は、今後も継続していきますが、今回の改定では、より広い視野で環境教育・環境学習を捉え直しました。

これからは、本方針に基づいて、学校・家庭・市民活動団体・事業者などとの協働により環境教育を進めていきます。

また、本方針に基づく取り組みを定期的に検証する体制を整備し、施策の進捗状況や効果などの評価も行っていきます。

結びに、方針の改定にご尽力をいただきました札幌市環境教育基本方針推進委員会委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆さまに厚くお礼申し上げます。

2019年（平成31年）3月

札幌市長 秋元克広

もくじ

はじめに	4
本方針の全体構成	5
第1章 改定の背景と目的	6
1 環境教育・環境学習を取り巻く状況の変化	6
(1) 第2次札幌市環境基本計画の策定	6
(2) 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律の公布・施行	7
(3) 環境問題に関わる国際的な動き	7
(4) 札幌市教育振興基本計画の策定・改定	8
(5) 学習指導要領等の改訂	9
2 改定の目的	10
3 本方針の位置付け	11
第2章 基本的な事項	12
1 基本理念	12
2 目指す将来像	12
3 環境教育・環境学習を行う際に重視すべき点	13
(1) 自然からの恩恵や命を大切にしている感性を持つ	13
(2) 体験により実感を伴う学習をする	13
(3) 生涯にわたって継続して学習する	14
(4) 経済的側面、社会的側面も同時に向上させるよう配慮する	14
(5) 理解度や実践度に応じた働き掛けをする	15
第3章 札幌の特徴を生かした環境教育・環境学習	16
1 環境教育・環境学習に生かすべき札幌の特徴	16
2 環境教育・環境学習が対象とする分野と内容	18
(1) 健康で安全な生活環境の確保に関する事	18
(2) 低炭素社会の実現に関する事	21
(3) 循環型社会の実現に関する事	24
(4) 自然共生社会の実現に関する事	27

第4章 環境教育・環境学習の進め方.....	30
1 札幌市が主体となって推進する取り組み	30
(1) 学校などの教育機関等で行われる環境教育の推進	30
(2) 「環境人材」の育成.....	35
(3) 環境教育・環境学習の場と機会の充実	37
(4) 普及啓発のための情報の発信・広報と行動の後押し.....	40
2 さまざまな担い手に期待される取り組み	41
(1) 家庭.....	41
(2) 地域.....	41
(3) 市民活動団体・事業者など.....	43
第5章 環境教育・環境学習の推進体制と点検等	44
1 推進体制.....	44
2 点検・評価・改善.....	44
3 本方針の見直し	44
資料編.....	45
1 前方針に基づく取り組みの実績と評価	46
2 改定までの検討経過.....	51
3 札幌市の主な環境関連施設	56
4 法令等の関係条文.....	60

はじめに

私たち人間は一つの生物種として、この地球の上で他の生物と運命共同体ともいえる関係を成しています。

人間は、化石燃料をはじめとした地球上のさまざまな資源を利用して、地球環境に負荷をかけながら生きており、自然の生態系の一構成要素でありながら、今やその中で極めて大きな力を持ち、人間の活動そのものが環境の状態を左右するようになってきました。

地球環境の悪化も私たちの生活に影響を与え始めており、札幌にしながら、世界のさまざまな場所で発生している環境問題とは無縁ではいられなくなっています。

私たちは、気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇等、人間の活動に起因する現代社会におけるさまざまな問題を、各人が自らの問題として主体的に捉え、身近なところから取り組むことで、それらの解決につながる新たな価値観や行動等に変化を起こして、将来にわたって持続可能な社会を実現していかなければなりません。

そのためには、私たちの生活が環境の恵みの上に成り立っていることを実感し、私たちの活動が環境に大きな影響を及ぼしていることを理解し、問題の本質や取り組みの方法を自ら考え、解決する能力を身に付け、「行動」に結び付けていくための環境教育・環境学習が必要です。

環境的側面、経済的側面、社会的側面が複雑に関わっている現代において、健全で恵み豊かな環境を継承していくためには、経済社会システムに環境配慮が織り込まれ、環境的側面から持続可能であると同時に、経済・社会の側面についても健全で持続的である必要があります。

持続可能な社会の実現のため、変革を進める人としての役割を担う子どもたちに働き掛けていくことは、これからも環境教育・環境学習の中心であり続けます。

そして大人に対しては、未来に持続可能な環境を引き継ぐため、子どもたちの見本となって環境保全について考え、行動を変えていくことを促すような環境教育・環境学習を行っていきます。

この方針は、以上のことを踏まえた上で、札幌市の環境教育・環境学習の基本的な考え方を明らかにするとともに、継続的に取り組みを進めていくための方向性を示すものです。

「環境教育・環境学習」とは

「環境教育」という言葉は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」で、「持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう。」と定義されています。

本方針でもこの定義を踏襲しますが、「教育」よりも自ら主体的に学ぶ印象が強い「学習」という言葉を併せて使うこととし、「環境教育・環境学習」と表現します。

本方針の全体構成

第1章

改定の背景と目的

環境教育や環境学習を取り巻く状況の変化、改定の目的

第2章

基本的な事項 ～ 環境教育・環境学習の理念、目指すもの ～

1 基本理念

みらいを想い、みんなを思い、真剣に考え行動できる環境市民を育てます

2 目指す将来像

3 環境教育・環境学習を行う際に重視すべき点

第3章

札幌の特徴を生かした環境教育・環境学習 ～ 市民に理解を促す内容～

健康で安全な
生活環境の確保

低炭素社会
の実現

循環型社会
の実現

自然共生社会
の実現

第4章

環境教育・環境学習の進め方 ～ 市民に理解を促すための取り組み ～

札幌市が主体となって
推進する取り組み

学校などの教育機関等で行われ
る環境教育の推進

「環境人材」の育成

環境教育・環境学習の場と機会の
充実

普及啓発のための情報の発信・
広報と行動の後押し

さまざまな担い手に
期待される取り組み

家庭での取り組み

地域での取り組み

市民活動団体・
事業者などの取り組み

第5章

環境教育・環境学習の推進体制と点検等